

令和4年12月1日から NPO法人の手続が一部変わりました

静岡県の特定非営利活動促進法施行条例の一部改正（令和4年12月1日）に伴い、富士市所管のNPO法人に係る各種手続きについて、下記のとおり一部変更となりました。

その1 公開書類、各種副本の提出が不要に

市民の閲覧やコピーのため、設立時や定款変更認証等の際に市に提出していた公開書類、事業報告書等に添付する副本の提出が不要になりました。

■公開書類、副本の提出が不要となる手続

- ・設立、定款変更、合併、事業報告書の提出、役員変更

■公開書類、副本が不要となる書類の例

- ・設立時や定款変更認証の後に提出していた公開書類（定款、認証書の写し 等）
- ・事業報告書提出時に添付する副本（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録 等）
- ・役員変更の際に添付する変更後の役員名簿の副本 等

※定款変更に係る登記完了届や毎年提出している事業報告書等は、今後も提出が必要です。

その2 役員変更の際など、要件を満たせば住民票(写し)の提出が不要に

役員変更届時などの新任の役員について、下記A・B両方の要件を満たし、所轄庁が住民基本台帳ネットワークで本人確認できる場合に限り、住民票(写し)の提出が不要になりました。

(要件を満たせば申請・届出書類のみの提出で可。これまで通り住民票(写し)の添付でも可)

■住民票(写し)の提出が不要となる手続……設立、役員変更、合併

■住民票(写し)の提出が不要となる要件

A 役員の就任承諾・誓約書を本人が直筆で記入している

※障がいがあるなどの理由で直筆が難しい場合は、個別に御相談ください。

B 役員の氏名や住所が正しく記載されている

【例】氏名（新字・旧字・異体字）	高 崎 恵	⇔	高 崎 恵
地番・住居表示	1丁目2番地3	⇔	1丁目2番3号
集合住宅	コーポ葵101号	⇔	コーポ葵101号室

住民票と
同じ標記で記載

【例】悪い例

氏名：富士ちゃん ×旧姓やペンネーム
住所：永田町1-100 ×略字

良い例

氏名：富士 太郎
住所：永田町1丁目100番地